

第5次 美里町財政計画

(令和8年度から令和12年度まで)

新しい大好きを
～ 心、わきたつ美の里へ ～

都市農村の魅力と生活の質を兼ね備えた存在感のあるまち

令和7年12月
宮城県美里町

目次

目次.....	1
図表目次	3
財政用語解説目次.....	3
第1章 はじめに	4
1 策定の目的	4
(1) 持続可能な財政運営の確立.....	4
(2) 計画的・効率的な資源配分.....	4
(3) 町民への説明責任の遂行	4
2 計画期間.....	5
3 計画の公表、計画の見直し.....	5
第2章 財政状況	5
1 歳入歳出の推移.....	5
(1) 歳入歳出総額の推移.....	5
(2) 義務的経費の推移	5
(3) 投資的経費の推移	5
2 町税の収入額及び徴収率の推移	6
3 地方債残高の推移	7
4 基金残高の推移.....	7
5 経常収支比率の推移.....	8
6 健全化判断比率の推移.....	9
7 類似団体・近隣市町との比較.....	10
(1) 近隣市町との比較	10
(2) 類似団体との比較	10
第3章 財政推計	11
1 財政推計の目的.....	11
2 推計の前提条件	12
(1) 推計期間と対象会計.....	12
(2) 推計の方法	12
(3) マクロ経済条件との整合性.....	12
(4) 推計条件	12
3 推計結果の概要.....	14
(1) 歳入の見通し.....	14
(2) 歳出の見通し.....	14
(3) 財政収支の見通し	15
(4) 地方債残高の見込み.....	16
(5) 基金残高の見込み	17

(6)	主要財政指標の推移.....	17
第4章	財政運営の基本方針.....	19
1	将来負担比率の適正管理.....	19
2	実質公債費比率の安定的維持.....	20
3	財政調整基金の安定的確保.....	20
第5章	持続可能な財政運営.....	20
1	基本命題と方向性.....	20
2	財源調整による収支赤字の改善.....	21
(1)	町税（歳入確保）.....	22
(2)	物件費（歳出抑制）.....	22
(3)	維持補修費.....	22
(4)	補助費等.....	22
(5)	繰出金.....	22
(6)	減債基金の活用.....	22
3	財源確保をより効果的・効率的に進めるための取組.....	23
(1)	実効性を高めるための三つの柱.....	23
(2)	三つの柱の取組と総合計画.....	23
(3)	推進体制.....	25
(4)	連携と進行管理.....	26
4	結び — 持続可能な財政運営に向けて —.....	26
資料	28
別表 1	歳入歳出の推移.....	28
別表 2	近隣市町・類似団体との比較（令和5年度地方財政状況調査）.....	29
別表 3	財政推計.....	30
別表 4	美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧（三つの柱別一覧）.....	31
別表 5	美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧（実施体制別一覧）.....	32
参考	財政用語解説.....	33

図表目次

表 1	町税の収入額及び徴収率の推移	6
表 2	地方債残高の推移	7
表 3	基金残高の推移（定額運用基金を除く）	8
表 4	経常収支比率の推移	8
表 5	健全化判断比率の推移	9
表 6	主要科目の推計条件	1 2
表 7	財政収支の見通し	1 6
表 8	地方債残高の見込み	1 6
表 9	基金残高の見込み（定額運用基金を除く）	1 7
表 10	主要財政指標の推移	1 9
表 11	財源調整による収支赤字の改善	2 1
表 12	美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧	2 4
図 1	持続可能な財政運営の確立	2 6

財政用語解説目次

維持補修費	3 6	実質収支	3 3
合併特例債	3 4	将来負担比率	3 5
基準財政収入額	3 3	人件費	3 6
基準財政需要額	3 3	地方交付税	3 3
基礎的財政収支	3 6	投資的経費	3 4
義務的経費	3 4	標準財政規模	3 5
形式収支	3 3	扶助費	3 6
経常収支比率	3 4	物件費	3 6
健全化判断比率制度	3 5	プライマリーバランス	3 6
公共施設等総合管理計画	3 7	補助費等	3 6
公債費	3 3	臨時財政対策債	3 4
実質赤字比率	3 5	連結実質赤字比率	3 5
実質公債費比率	3 5		

第1章 はじめに

本町を取り巻く財政環境は、少子高齢化や人口減少の進行、社会保障関係費の増大、公共施設の老朽化対策など、かつてない厳しさを増しています。さらに、令和7年度から供用を開始した美里中学校等の建設に伴う公債費の増加は、今後数十年にわたり町の財政運営に大きな影響を与えることが見込まれます。

一方で、町民の生活を支えるためには、教育・子育て支援、地域産業の振興、防災・減災、カーボンニュートラルの推進など、将来を見据えた施策の推進が不可欠です。限られた財源をいかに有効に活用し、持続可能な行財政運営を実現するかが、私たちに課せられた重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本町では第4次財政健全化計画（令和3年度～令和7年度。以下「第4次計画」という。）の成果と課題を検証し、その延長線上に第5次財政計画（令和8年度～令和12年度。以下「第5次計画」という。）を策定するものです。本計画は、健全な財政基盤を確保しつつ、町民が安心して暮らし、未来に希望を持てるまちづくりを推進するための道標として位置づけられます。

また、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画のスローガン「新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ」との整合を図りながら、限られた資源の中で創意工夫を凝らし、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、計画的かつ弾力的な財政運営を進めてまいります。

その上で、都市と農村の魅力を併せ持ち、豊かな自然環境の中で確かな生活の質を育む、「都市農村の魅力と生活の質を兼ね備えた存在感のあるまち」を目指してまいります。

1 策定の目的

第5次計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間における財政運営の基本方針と健全化の道筋を示すものであり、第4次計画の成果と課題を踏まえつつ、より実効性のある財政マネジメントを推進していくことを目指しています。

第5次計画は、次の3点を目的として策定するものです。

- (1) 持続可能な財政運営の確立
将来にわたり安定的に必要な行政サービスを提供できるよう、財政の健全性と弾力性を確保すること。
- (2) 計画的・効率的な資源配分
限られた財源の中で、将来ビジョン「新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ」を実現するために、優先度の高い施策に重点的かつ効率的に資源を配分すること。
- (3) 町民への説明責任の遂行
財政状況や今後の見通しを明らかにし、町民や議会に対して透明性を高め、健全化への取組姿勢を明確に示すこと。

2 計画期間

第5次計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 計画の公表、計画の見直し

取組状況は、毎年度終了後その概要を町のホームページ等で公表するとともに、社会情勢の変化に応じて後年度の計画を見直すものとします。

第2章 財政状況

1 歳入歳出の推移

(1) 歳入歳出総額の推移

本町の歳入歳出総額（別表1参照）は、平成27年度以降、おおむね100億円前後で推移してきましたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策や特別定額給付金の実施により歳入146億円、歳出144億円と、合併後最大規模となりました。その後は再び110億円前後に戻っているものの、令和6年度には新中学校整備事業の本格化により歳入158億円、歳出153億円と大きく増加しています。

実質収支は、年度によって振れがあるものの黒字を維持しており、財政運営に一定の安定性が見られる一方で、大規模事業や国の制度的要因による変動の影響が大きい構造となっています。

(2) 義務的経費の推移

義務的経費である人件費、扶助費、公債費は、いずれも町の財政運営に大きな影響を与えています。

人件費は、平成27年度の19億円から漸減傾向を示しましたが、令和2年度に会計年度任用職員制度が創設されたことなどにより、21.7億円に増加、その後も21億円前後で推移しています。

扶助費は、少子高齢化に伴い増加傾向にあり、令和6年度には16.5億円と、平成27年度（11.6億円）に比べて約1.4倍に膨らんでいます。

公債費は、過去、平成25年度の16.2億円をピークに漸減しており、令和27年度に13.9億円、令和6年度には11.1億円と縮小傾向を示しています。

この結果、義務的経費の総額は歳出全体の約4割を占めており、財政硬直化の要因となっています。

(3) 投資的経費の推移

投資的経費は年度による変動が大きく、災害復旧や学校整備など特定の事業の有無に左右される傾向があります。

過去、平成18年度には18.5億円でしたが、平成24年度には大規模災害復旧等により26.3億円に急増しました。その後、平成27年度から平成29年度には5億円から6億円台まで減少、令和元年度には小・中学校へのエアコン設置工事等、令和2年度には交流の森・交流館の長寿命化改修工事等により16億円規模に拡大、

令和6年度には新中学校整備事業に伴い49億円と急増しています。

今後も公共施設の更新等により一定の投資的経費が見込まれるため、歳出総額の増大を招く要因となっています。

2 町税の収入額及び徴収率の推移

本町の町税収入は、おおむね26億円前後で推移してきました。近年では令和2年度以降若干の増加傾向にあります。なお、令和6年度は町民税定額減税（約9,300万円）の影響により25.9億円に減少していますが、この町民税定額減税は減収補填特例交付金として財政措置されています。

内訳を見ると、固定資産税が最も大きな割合を占め、ほぼ安定的に推移している一方、個人町民税の所得割は景気動向や人口減少の影響を受けやすく、また、法人町民税の法人税割は企業収支の変動を反映し、年ごとに増減が見られ、地方税収入の不安定要因となっています。

表 1 町税の収入額及び徴収率の推移

(単位:千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調定額	2,610,575	2,665,422	2,709,239	2,700,460	2,694,414
収入額	2,487,599	2,553,728	2,602,835	2,605,228	2,602,549
未納額	122,976	111,694	106,404	95,232	91,865
徴収率	95.3%	95.8%	96.1%	96.5%	96.6%
現年分のみの徴収率	98.7%	98.7%	98.9%	98.9%	98.9%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	2,658,594	2,649,245	2,735,451	2,760,496	2,681,166
収入額	2,569,953	2,575,822	2,653,374	2,677,086	2,596,555
未納額	88,641	73,423	82,077	83,410	84,611
徴収率	96.7%	97.2%	97.0%	97.0%	96.8%
現年分のみの徴収率	98.9%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

徴収率については、「徴収体制の強化」により、平成29年度以降96パーセントを維持しています。また、現年分のみの徴収率については、平成26年1月から行っている「電話による納付の呼びかけ」や「収納環境の拡充」により98パーセントを超える高水準を維持しており、一定の効果を上げています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、今後は町税全体の自然減少が避けられないことが見込まれます。自主財源比率を維持・向上させるためには、町税徴収率を維持してくとともに、ふるさと納税の拡充や未利用財産の活用など、新たな歳入確保策を併せ

て進めていくことが重要です。

3 地方債残高の推移

本町の地方債残高は、過去、平成24年度などの約140億円をピークとして、平成27年度に126.6億円、その後は漸減傾向にありましたが、新中学校整備事業など大規模投資の実施に伴い、令和6年度には再び120億円規模まで増加しています。

残高の内訳を見ると、普通建設事業債や合併特例債の償還が進む一方、臨時財政対策債の発行が近年まで続き、地方債全体に占める比率が高い状況が続いています。臨時財政対策債は、後年度に地方交付税で措置されるため財政負担は抑制されますが、依存度の高さは財政構造上の課題です。

また、近年の大規模事業により一時的に残高は増加したものの、将来に向けては償還が進むことから、全体としては減少基調に移行する見込みです。ただし、今後予定される公共施設更新等の実施にあたっては、新たな地方債発行が避けられないため、事業規模や実施時期を精査し、財政の持続可能性を確保する必要があります。

表 2 地方債残高の推移

(単位:千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地方債残高	12,661,841	11,878,818	11,195,939	11,014,154	10,918,743
うち合併特例債	4,585,032	4,144,158	3,756,054	3,603,056	3,181,128
うち臨時財政対策債	5,105,346	5,124,480	5,124,735	5,098,695	4,973,725
うち過疎対策事業債	—	—	—	—	—

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債残高	10,842,923	10,530,517	10,194,685	9,760,394	11,722,257
うち合併特例債	2,772,311	2,424,275	2,076,150	1,745,577	2,324,811
うち臨時財政対策債	4,824,281	4,642,450	4,281,298	3,875,395	3,479,967
うち過疎対策事業債	—	75,100	146,100	236,000	411,000

4 基金残高の推移

定額運用基金を除く本町の基金残高は、平成27年度に35億円超とピークを迎えた後、平成30年度には28億円台にまで減少しました。その後、令和元年度から再び増加に転じ、令和5年度には37.5億円まで回復しましたが、令和6年度は32.8億円に減少しています。

内訳を見ると、財政調整基金は10億～17億円台で推移しており、年度間の財源調整や災害対応など突発的な財政需要に備える役割を果たしています。減債基金は将来の公債費負担に備えるための基金であり、令和6年度には3.6億円まで増加しました。その

他特定目的基金は事業ごとの目的に応じて積立て、取崩しが行われるため変動が大きく、直近では減少傾向にあります。

基金は、町の財政運営における「安全弁」として極めて重要ですが、残高は年度間の財政運営や外的要因により大きく変動しています。今後は、財政調整基金については少なくとも10億円以上を確保することを目標に、基金の計画的な積立て、活用を進め、持続可能な財政基盤の強化に努めていく必要があります。

表 3 基金残高の推移（定額運用基金を除く）

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金残高	3,525,861	3,320,093	3,023,473	2,858,925	3,084,579
財政調整基金残高	1,317,375	1,256,477	1,206,555	1,109,840	1,482,541
減債基金残高	272,417	285,880	248,820	248,185	230,858
特目基金残高	1,936,069	1,777,736	1,568,098	1,500,900	1,371,180

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基金残高	3,055,670	3,458,864	3,547,124	3,791,867	3,282,007
財政調整基金残高	1,574,691	1,659,579	1,633,301	1,774,957	1,553,839
減債基金残高	221,095	236,969	276,380	326,103	366,716
特目基金残高	1,259,884	1,562,316	1,637,443	1,690,807	1,361,452

5 経常収支比率の推移

本町の経常収支比率は、平成23年度以降おおむね90パーセント前後で推移してきました。平成27年度には90.8パーセントと「警戒エリア」(80～90パーセント)をやや超える水準に達しました。その後も90パーセント前後で推移しましたが、令和2年度には89.6パーセントまで低下しています。直近では、令和3年度84.6パーセント、令和4年度89.9パーセント、令和5年度91.5パーセント、令和6年度89.9パーセントとなっています。

表 4 経常収支比率の推移

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収支比率	90.8%	89.5%	91.8%	91.5%	92.9%

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収支比率	89.6%	84.6%	89.9%	91.5%	89.9%

経常収支比率は、毎年度の経常的な一般財源に対して、人件費、扶助費、公債費など義務的経費がどの程度を占めるかを示す指標です。比率が高いほど財政の弾力性が乏しく、臨時的、戦略的な施策に充てられる財源が制約されることを意味します。

本町の比率は、近年おおむね90パーセント前後で推移しており、依然として硬直的な財政構造にあるといえます。ただし、令和3年度に一時的に84.6パーセントまで低下したことから分かります。大規模事業の実施状況や国の財政措置等によって変動を受けやすいのが特徴です。

今後も少子高齢化に伴う扶助費の増加や大規模公共投資に伴う公債費負担の増大が見込まれる中で、経常収支比率を抑制し、財政の弾力性を確保することが重要な課題となります。

6 健全化判断比率の推移

本町の健全化判断比率についてみると、実質公債費比率は、平成23年度の15.2パーセントから年々低下し、平成27年度に11.2パーセント、令和3年度には6.7パーセントまで改善しました。以降も7パーセント台で推移しており、令和6年度は7.9パーセントとなっています。

早期健全化基準（25パーセント）、財政再生基準（35パーセント）を下回っており、公債費負担の面では健全な状況が維持されています。

将来負担比率についても、過去、平成22年度の125.6パーセントから着実に改善し、平成27年度で60.6パーセント、令和3年度には14.1パーセントまで低下しました。その後、令和4年度19.8パーセント、令和5年度25.9パーセントと低位で推移していましたが、令和6年度には46.1パーセントと上昇しています。これは新中学校整備などの大型事業に伴う新規地方債発行が影響しています。

表 5 健全化判断比率の推移

(単位:千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
将来負担比率	60.6%	64.8%	47.4%	40.1%	37.7%
実質公債費比率	11.2%	10.0%	9.5%	8.9%	8.3%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	26.5%	14.1%	19.8%	25.9%	46.1%
実質公債費比率	7.5%	6.7%	7.1%	7.4%	7.9%

いずれの指標も法定基準を下回っており、直ちに健全化計画や財政再生計画の策定を要する状況ではありません。しかし、将来負担比率の動向から分かるように、大規模事業の実施や臨時財政対策債の発行規模によっては数値が大きく変動するため、今後も継続

的なモニタリングが不可欠です。

本町としては、将来負担比率が再び上昇傾向にあることを踏まえ、地方債残高の抑制と基金積立ての両立を図りながら、持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

7 類似団体・近隣市町との比較

(1) 近隣市町との比較

近隣の大崎市、色麻町、加美町及び涌谷町と比較（別表2参照）すると、以下のとおりです。

- ① 財政力指数：美里町0.41に対し、大崎市0.48とやや高く、色麻町0.27、加美町0.34、涌谷町0.37はいずれも低い。
- ② 経常収支比率：美里町91.5パーセントは、大崎市96.8パーセントより低く硬直性が緩いが、色麻町84.9パーセント、加美町89.1パーセント、涌谷町86.6パーセントより高く、弾力性が相対的に弱い。
- ③ 実質公債費比率：美里町7.4パーセントに対し、大崎市7.3パーセント、加美町7.4パーセントと同水準、色麻町10.3パーセントは高く、涌谷町5.8パーセントは低い。
- ④ 将来負担比率：美里町25.9パーセントは、大崎市65.9パーセント、色麻町72.6パーセントに比べ低く、加美町18.7パーセントより高い。涌谷町は該当なし。
- ⑤ 地方債現在高：美里町9,760,394千円、大崎市76,478,718千円、色麻町3,202,532千円、加美町11,516,070千円、涌谷町6,290,456千円
- ⑥ 基金現在高：美里町3,791,867千円、大崎市14,254,403千円、色麻町1,176,431千円、加美町5,708,618千円、涌谷町3,073,493千円

近隣市町と比較すると、本町は「財政力指数の低さ」と「経常収支比率の高さ」による財政の硬直性という課題を抱えていることが確認されます。ただし、住民一人当たりの地方債残高は大崎市や加美町、色麻町よりも低く、涌谷町と同程度に抑えられており、将来世代に過大な債務を残していない点は評価できます。

また、基金残高は絶対額、一人当たり額ともに中位に位置し、大規模災害や経済環境の変動など突発的な財政需要への備えとして一定の安全弁を確保しています。一方で、加美町や涌谷町のように一人当たり基金残高が厚く、将来負担比率を抑えている事例も見られます。

本町としては、こうした事例を参考にしつつ、財政構造の弾力性を高める工夫が求められます。特に、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、義務的経費の伸びをいかに抑制するかが重要であり、持続可能な歳出構造の確立が必要です。

(2) 類似団体との比較

本町は市町村類型V-2に区分され、柴田町、亘理町及び利府町と同類型に属しま

す。比較（別表2参照）すると以下の特徴が見られます。

- ① 財政力指数：美里町0.41に対し、柴田町0.59、亶理町0.57、利府町0.78といずれも上回っており、本町の財政基盤の弱さが際立つ。
- ② 経常収支比率：美里町91.5パーセントに対し、柴田町93.8パーセント、亶理町96.7パーセント、利府町93.0パーセントと、いずれも高く財政硬直性が共通課題
- ③ 実質公債費比率：美里町7.4パーセントは、柴田町5.6パーセント、亶理町5.0パーセントより高く、利府町6.9パーセントとほぼ同水準
- ④ 将来負担比率：美里町25.9パーセントは、柴田町55.3パーセント、利府町40.5パーセントに比べて低く、亶理町は該当なし。
- ⑤ 地方債現在高：美里町9,760,394千円、柴田町15,944,922千円、亶理町8,145,842千円、利府町13,728,000千円
- ⑥ 基金現在高：美里町3,791,867千円、柴田町4,504,105千円、亶理町7,983,620千円、利府町3,361,343千円

類似団体である柴田町、亶理町、利府町と比較すると、本町は財政力指数が最も低く、自主財源のぜい弱さが際立っています。これは歳入の安定性や将来的な自主的施策展開の余地を制約する大きな課題といえます。一方で、将来負担比率は25.9パーセントに抑えられており、柴田町や利府町に比べて低位にとどまっていることから、過度な債務依存に陥っていない点は強みといえます。また、基金残高は、類似団体の中で中位の水準を確保しており、財政調整やリスク対応のための最低限の備えは維持されています。

総じて、本町は「弱い財政基盤」と「比較的抑制された将来負担」という対照的な特徴を持つといえます。今後は、財政力指数を高めるために自主財源の確保策を強化するとともに、基金の計画的な積立と活用を通じて、持続可能な財政運営を実現していくことが求められます。さらに、類似団体の中でも利府町のように高い財政力を有しつつ将来負担も抱えるケース、亶理町のように基金残高を厚く確保するケースなど、異なる特徴を持つ団体の取組を比較することで、本町にとって適切な財政健全化の方向性を探ることができます。

第3章 財政推計

1 財政推計の目的

本町の財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、人口減少に伴う税収の伸び悩み、社会保障関係経費の増大、更には公共施設の老朽化や防災・減災対策など、多様で複雑な課題を抱えています。こうした中で、限られた財源をどのように配分し、将来にわたって持続可能な財政運営を確保していくかを明らかにすることが求められます。

本章では、これまでの財政状況の分析を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を対象として、一般会計の歳入歳出の見通しを推計し、中長期的な財政構造の見通しを示します。また、推計結果を通じて、今後の財政運営における課題や留意点を明らかにし、以降の財政運営の方針及び持続可能な財政運営の具体的取組につなげることを目的としています。

2 推計の前提条件

(1) 推計期間と対象会計

第5次計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としていますが、財政運営の安定性を検証するにあたっては、中長期的な視点が不可欠であることから、財政推計の対象期間は令和8年度から令和17年度までの10年間を対象としています。

また、本推計は、一般会計を対象とし、過去の決算状況及び令和7年度当初予算を基礎として、歳入歳出の主要科目ごとに将来の増減を見込みました。

なお、本推計は、令和7年9月に実施しています。

(2) 推計の方法

本推計は、決算実績に基づくトレンド分析を基本としつつ、今後の社会経済情勢や制度改正、主要事業の実施計画等を反映した複合型の推計としています。

とりわけ、令和7年度以降は大規模公共投資の反動減を踏まえた歳出平準化を前提に、公共施設更新や扶助費の増加など中長期的な課題を加味しています。

(3) マクロ経済条件との整合性

将来の財政を見通す上では、経済成長率、物価上昇率、金利動向など、マクロ経済の前提が大きく影響します。これらの変数は不確実性が高く、地方財政推計においても、過度に楽観的又は悲観的な設定を避けることが重要です。

本推計にあたっては、内閣府が令和7年8月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」に示された経済成長率や物価上昇率、金利水準の想定を参考に、国の想定と本町の設定値との間に著しいかい離がないか確認を行うとともに、その上で、地方経済の実情や財政運営上の安定性を踏まえ、実質成長率、名目成長率、物価上昇率、金利などの前提を設定し、過度な変動を避けた現実的な見通しとなるよう配慮し推計を行っています。

(4) 推計条件

主要科目の推計条件については、次表のとおりとなっています。

表 6 主要科目の推計条件

歳入

町税	個人町民税は、令和6年度決算額を基礎とし、将来の生産年齢人口の減少見通し及び所得水準の変動を勘案して推計しています。法人町民税は、企業業績の回復傾向を踏ま
----	---

	<p>え、一定の水準で推移するものとして見込んでいます。</p> <p>固定資産税及び都市計画税は、地価、新築家屋、償却資産となる設備への投資などの動向を踏まえ、過去の実績トレンドに基づき、緩やかな増加傾向になるとして推計しています。</p>
譲与税・交付金	<p>各制度改正や税制動向を踏まえ、決算実績を基礎にトレンド分析を行い、必要に応じた修正を加えた複合的な推計としています。</p> <p>なお、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税への影響については考慮していません。</p>
地方交付税	<p>普通交付税は、令和7年度の決定額を基準とし、国の動向及び本町の歳出規模の見通しを踏まえて算出しています。特別交付税は、例年の決算実績をもとに一定水準で推計しています。</p>
分担金・負担金	<p>令和7年度予算額と同水準で推計しています。</p>
使用料及び手数料	<p>保育所及び幼稚園の使用料は、利用状況の安定を前提として現行水準で推計しています。放課後児童クラブ及び町営住宅の使用料は、児童数の変化や施設の整備状況を考慮して算出しています。</p>
国庫支出金 県支出金	<p>扶助費等に係る補助金は、各年度の歳出見込みに基づき推計しています。建設事業補助金は、各年度の事業計画を勘案して推計しています。その他の補助金については、決算実績を基礎にトレンド分析を行い推計しています。</p>
財産収入	<p>決算実績を基礎にトレンド分析を踏まえ、一定水準で見込んでいます。</p>
寄附金	<p>ふるさと応援寄附金の事業計画等を勘案して推計しています。</p>
繰入金	<p>減債基金については、町税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可された公債費相当額を計上しています。特定目的基金については、それぞれの目的に応じた基金の繰入れを推計しています。</p>
諸収入	<p>決算実績を基礎にトレンド分析を踏まえ、一定水準で見込んでいます。</p>
町債	<p>各年度の投資的経費から勘案して推計しています。</p> <p>臨時財政対策債は、地方財政法上の特例的な性格を有するため、推計には含めていません。</p>

歳出

人件費	<p>一般職は、令和6年度時点の定員管理を基礎とし、退職・採用見込みを踏まえて推計しています。決算実績のトレンド分析などから、一定水準での給与改定を見込んでいます。会計年度任用職員は、国の動向を踏まえた給与水準を見込んで推計しています。</p>
物件費	<p>特定の事業による一時的な増減を除き、決算実績のトレンド分析を踏まえ、物価上昇等による伸びを見込んでいます。</p>
維持補修費	<p>決算実績を基礎にトレンド分析を踏まえて推計するとともに、新中学校 PFI 事業に係る維持管理経費を加算して推計しています。</p>
扶助費	<p>決算実績のトレンド分析を基礎としつつ、高齢福祉、児童手当など、対象人口の推移や社会的要因を勘案して推計しています。</p>

補助費等	公営企業会計(水道事業、病院事業、下水道事業)への補助金は、各事業の経営収支及び経営計画等に基づき推計しています。 その他の補助金・負担金については、決算実績のトレンド分析及び大崎地域広域行政事務組合の財政計画を踏まえて推計しています。
公債費	令和6年度までに発行した地方債に、令和7年度以降に発行予定の地方債を加算して推計しています。
積立金	各年度の貸付基金の償還金の積立金、森林環境譲与税、ふるさと応援寄付金等の積立てを勘案して推計しています。
投資・出資・貸付金	企業会計に係る分は経営計画等に基づき推計しています。そのほかは、肉用繁殖牛導入等資金貸付金、奨学資金貸付金を勘案して推計しています。
繰出金	各特別会計(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)の財政収支及び今後の運営見込みに基づき推計しています。
投資的経費	各年度の事業計画に基づき建設事業費を推計しています。特に、財政負担が大きい長寿命化対策については、年間事業費を平均1億円とし、平準化を前提とした推計としています。 なお、旧中学校跡地の利活用に係る事業費は、本推計には含めていません。

3 推計結果の概要

(1) 歳入の見通し

本町の歳入総額(別表3参照)は、令和7年度の123.9億円を起点に、令和8年度以降は113億円台から121億円台の範囲で推移し、おおむね横ばいで推移すると見込まれます。名目上は小幅な増減にとどまるものの、物価上昇や人件費の自然増を考慮すると、実質的には減少局面に入りつつあるといえます。

町税収入は、固定資産税を中心に安定的に推移する一方で、人口減少や所得水準の伸び悩みにより、顕著な増収は期待できません。

譲与税・交付金は、法人事業税交付金や地方消費税交付金などが堅調に推移し、一定の増加を見込んでいます。

地方交付税は、普通交付税を中心に緩やかな増加傾向で推移し、国の地方財政措置によって安定性が維持される見通しです。

国庫支出金及び県支出金は、令和6年度に計上された新中学校建設関連経費の反動減を経た後、社会保障関係費や補助事業費に連動して推移し、令和8年度以降はおおむね安定した水準に落ち着くものと見込まれます。

また、町債については、新規発行を抑制しつつ、必要な公共施設整備や防災対策に重点的に活用する計画としています。

(2) 歳出の見通し

本町の歳出総額(別表3参照)は、令和6年度の新中学校建設に伴う大規模投資をピークとして一時的に減少した後、令和8年度以降は115億円台から122億円

台の範囲で推移する見込みです。名目上は横ばいで推移するものの、経常的経費の膨張圧力は依然として強く、歳出構造の硬直化が進行している状況にあります。特に、扶助費や人件費は制度的・構造的要因による増加が避けられず、今後の財政運営の自由度を制約する主要因となっています。

性質別に見ると、人件費・扶助費・物件費といった経常的経費はいずれも増加傾向にあります。

人件費は、人事院勧告や定期昇給、会計年度任用職員の処遇改善などを踏まえ、緩やかに増加傾向で推移するものと見込んでいます。扶助費は、少子高齢化の進行や社会保障制度の拡充等の影響を受け、引き続き増加が見込まれ、特に社会福祉関係経費の伸びが顕著です。物件費についても、光熱水費や委託料、需用費などの上昇を背景に増勢が続く見通しであり、全体として経常的経費の増加傾向が続く見通しです。

一方、公債費は新中学校整備に係る地方債の償還開始により当面は高水準を維持するものの、令和11年度以降は元金償還の進行に伴って年平均約4パーセントずつ減少に転じる見込みです。

投資的経費は、学校整備事業の反動減を経て一旦落ち着いた後、公共施設の更新需要や防災・インフラ関連事業の平準的な実施により、概ね7億円規模の水準で推移すると見込まれます。

この結果、歳出構造は経常経費の比重が一段と高まり、将来的な財政運営の弾力性が低下する懸念があります。財政健全化の取組にあたっては、歳出の重点化・効率化を一層進めるとともに、経常的経費の抑制を中期的な課題として位置づける必要があります。

(3) 財政収支の見通し

推計の結果、形式収支は令和8年度の▲2.0億円を起点に、令和9年度にかけて▲2.9億円まで拡大した後、赤字基調のまま▲1.1億円まで縮小しながら推移する見通しです。赤字の主因は、歳入の伸びが限定的である一方で、扶助費や人件費などの義務的経費が増加傾向にあることにあります。これにより、財政調整基金による調整余地は年々縮小し、財政運営の弾力性が低下することが懸念されます。

この傾向を累積で見ると、令和8年度以降の収支差額の累計は、▲20億円規模に達する見込みであり、現行の基金残高では中長期的な財源調整を十分に賄うことは困難となります。財政調整基金は、令和7年度末で約11億円の残高を見込むものの、仮に単年度赤字が続けば、令和12年度頃には実質的な取崩余力が尽きる水準にまで低下する見通しです。

このため、今後は現状維持型の財政運営から脱却し、歳出構造の転換と歳入確保策の強化を同時に進める必要があります。経常的経費の効率化と投資的経費の重点化を図るとともに、企業誘致や資産運用の最適化など、歳入面での安定的な確保策を併せて講じることで、財政の弾力性を回復させ、中期的な均衡を実現していくことが求められます。

なお、収支見通しについては、経済動向や国の制度改正、物価・賃金の変動、災害

等の突発的要因によって大きく影響を受ける可能性があるため、相当の幅をもって理解される必要があります。

表 7 財政収支の見通し

(単位:千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
歳入総額	11,320,522	11,455,744	11,402,460	11,559,845	11,529,864
歳出総額	11,521,857	11,745,952	11,655,224	11,833,434	11,761,328
形式収支	△ 201,335	△ 290,208	△ 252,764	△ 273,589	△ 231,464

区分	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
歳入総額	11,580,300	11,561,603	11,946,829	11,720,217	12,169,177
歳出総額	11,833,174	11,782,380	12,139,302	11,848,337	12,283,495
形式収支	△ 252,874	△ 220,777	△ 192,473	△ 128,120	△ 114,318

(4) 地方債残高の見込み

地方債残高は、令和 8 年度以降は着実に減少する見込みです。令和 8 年度の残高は 106.5 億円、令和 17 年度には 68.6 億円まで減少し、10 年間でおよそ 4 割(約 37 億円)の縮減が見込まれます。

表 8 地方債残高の見込み

(単位:千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
地方債残高	10,652,139	10,238,503	9,661,472	9,155,568	8,718,670
うち合併特例債	2,674,269	2,433,447	2,236,138	2,077,949	1,950,596
うち臨時財政対策債	2,704,579	2,346,735	2,007,694	1,687,337	1,396,379
うち過疎対策事業債	634,850	803,293	820,377	826,762	811,940

区分	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
地方債残高	8,259,262	7,693,855	7,459,006	6,973,170	6,857,568
うち合併特例債	1,847,245	1,746,666	1,666,127	1,619,796	1,579,448
うち臨時財政対策債	1,145,007	924,242	733,357	567,791	429,123
うち過疎対策事業債	859,342	815,094	1,041,116	991,401	1,255,962

この間、合併特例債及び臨時財政対策債の償還が進むことが主な要因であり、特に臨時財政対策債の残高は、令和 8 年度の 27.0 億円から令和 17 年度には 4.3 億円台まで低下します。合併特例債も同様に償還期を迎え、全体に占める割合は 3 割弱

から2割前後へと低下します。

(5) 基金残高の見込み

基金残高は、令和8年度の約26億円を起点に、令和17年度には18.9億円まで減少する見込みです。今後の財政調整や公共施設の更新事業、災害対応経費など、財政需要の増大により、全体としては漸減傾向で推移します。

内訳をみると、財政調整基金は令和8年度以降おおむね11億円台で推移しますが、これはあくまで収支赤字を基金で補填しない前提による推計上の値です。実際には、単年度赤字が続いた場合には取崩しが避けられず、令和12年度頃には実質的な取崩余力が尽きる水準にまで低下するおそれがあります。

減債基金は、元金償還の進行に伴い計画的に取り崩され、令和8年度の2.8億円から令和17年度には0.8億円まで減少します。これは、地方債償還に伴う公債費の平準化を図るものであり、基金本来の目的に沿った活用といえます。特定目的基金についても、個別事業の進捗に合わせて取崩しを行い、令和8年度の12.1億円から令和17年度には7億円程度まで減少します。

一方で、新たな積立てが行われていないことから、基金全体は回復の兆しが見られず、確実に先細り傾向にあります。中長期的な財政安定のためには、財政調整基金を中心に、減債基金や特定目的基金を含めた総合的な基金運営と計画的な積立て体制の再構築が求められます。

表9 基金残高の見込み（定額運用基金を除く）

(単位:千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基金残高	2,607,426	2,517,276	2,435,809	2,355,201	2,274,678
財政調整基金残高	1,105,623	1,105,623	1,105,623	1,105,623	1,105,623
減債基金残高	282,697	250,212	226,410	203,467	180,609
特目基金残高	1,219,106	1,161,441	1,103,776	1,046,111	988,446

区分	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
基金残高	2,195,529	2,117,169	2,039,586	1,962,768	1,886,705
財政調整基金残高	1,105,623	1,105,623	1,105,623	1,105,623	1,105,623
減債基金残高	159,125	138,430	118,512	99,359	80,961
特目基金残高	930,781	873,116	815,451	757,786	700,121

(6) 主要財政指標の推移

主要財政指標は、いずれの指標も法定の健全化判断基準を下回り、即座に財政再建に該当する状況ではありませんが、財政構造の硬直化と弾力性の低下が急激に進みつつあります。

ア 実質赤字比率

本推計では、通常、年度会計で実施しているような財政調整基金による財源調整を行わず、あくまで単年度の収支をそのまま反映した純粋な収支ベースで表示しています。

その上で実質赤字比率を見ると、令和8年度の2.59パーセントから令和9年度にかけて3.71パーセントまで上昇し、その後も3パーセント前後で推移した後、令和17年度によろやく1.37%まで低下する見込みです。歳入の伸びが限定される中で、人件費や扶助費などの義務的経費が増加しており、財政収支の悪化傾向が顕著に表れています。

イ 実質公債費比率

実質公債費比率は、令和8年度の7.7パーセントを起点に8パーセント前後で推移し、令和17年度でも8.2パーセントと高止まりが続く見込みです。町の地方債残高自体は減少傾向にありますが、合併特例債や臨時財政対策債など交付税措置が大きい地方債の償還が進む一方で、大崎地域広域行政事務組合（以下「大崎広域」という。）への償還負担が拡大しており、結果として公債費負担の軽減にはつながっていません。こうした構造的な要因により、公債費比率の改善は限定的であり、当面は8パーセント台で推移する見込みです。

ウ 将来負担比率

将来負担比率は、令和5年度では25.9パーセントだったものの、令和6年度には新中学校建設などにより46.1パーセントに、また、大崎広域による斎場整備事業や東部クリーンセンターの長寿命化事業の負担増などにより、令和8年度には79.9パーセントまで急上昇する見込みです。

その後も、令和12年度以降は100パーセント台で推移し、令和17年度には102.1パーセントに達します。合併直後の特殊な状況を除けば、初めて100パーセントを超える水準であり、長期的な債務負担の重さを示しています。

特に、大崎広域による斎場整備事業や東部クリーンセンター長寿命化事業、新最終処分場整備事業などの大規模投資、さらに、消防施設整備への拠出など、関連事業への負担が当面続くことが将来負担比率の上昇要因となっています。

町単独の地方債残高は減少を続ける見通しですが、大崎広域の事業に係る債務負担は拡大傾向にあります。町の減少幅よりも大崎広域への負担の増加幅は小さいものの、合併特例債など有利な交付税措置が順次終了していくため、実質的には新たな財政負担の増加として作用することが懸念されます。

このように、主要財政指標は健全化基準の範囲内にとどまりつつも、実質赤字比率の悪化、公債費比率の高止まり、そして将来負担比率の上昇といった動きが同時に進行しており、財政運営の余力は確実に縮小します。

今後は、投資的経費の平準化や減債基金の計画的活用を通じて将来負担を抑制するとともに、経常的経費の効率化と歳入確保策を組み合わせ、財政収支の改善に向けた取組を継続していくことが求められます。

表 10 主要財政指標の推移

(単位:千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
実質赤字比率	2.59%	3.71%	3.19%	3.43%	2.87%
将来負担比率	79.9%	83.7%	90.3%	97.4%	99.8%
実質公債費比率	7.7%	7.8%	7.9%	8.2%	8.2%

区分	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
実質赤字比率	3.12%	2.7%	2.34%	1.55%	1.37%
将来負担比率	100.3%	100.6%	101.0%	101.9%	102.1%
実質公債費比率	8.4%	8.6%	8.8%	8.6%	8.2%

第 4 章 財政運営の基本方針

本町は、第 4 次計画において、将来負担比率や実質公債費比率の改善、財政調整基金の安定的確保など、健全な財政運営の基盤を着実に築いてきました。

一方で、少子高齢化の進行や社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化、更にはエネルギー価格や物価の上昇など、財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

第 5 次計画では、こうした厳しい状況の中にあっても、単に歳出を抑えるだけでなく、将来に必要な投資を的確に実施できるよう、計画的かつ戦略的な財政運営を進めます。限られた財源を効果的に活用し、地域の活力と住民生活の質を将来にわたって支える、持続可能でしなやかな財政構造の確立を目指します。

その上で、次の 3 つの基本目標を掲げ、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を展開していきます。

1 将来負担比率の適正管理

将来にわたり必要な行政サービスを安定的に提供するためには、歳入と歳出の均衡を保ち、持続可能な財政構造を築くことが不可欠です。特に、大規模公共投資を実施する際は、将来の償還負担や財源構成を慎重に見極め、町の成長に資する投資と財政健全化の両立を図ります。

将来負担比率は、町が将来にわたって抱える債務などのストック（蓄積的負担）を示す指標であり、財政の安定性を測る尺度です。一方で、次項の実質公債費比率は、年度ごとの元利償還負担といったフロー（年度の負担）を示します。これらを相互に補完しながら、ストックとフローの両面から財政バランスを的確にコントロールすることが重要です。

比率を下げることだけに意識をとられず、必要な投資を見極めつつ、将来世代に過度な負担を残さないバランスのとれた財政運営を進めます。

・目標1 将来負担比率を120%以下に維持する

2 実質公債費比率の安定的維持

地方債の元利償還に係る負担を適切に管理し、毎年度の財政運営における弾力性を確保します。実質公債費比率は、元利償還費などのフロー（年度の負担）を示す指標であり、短期的な財政の柔軟性を測るものです。前項で示した将来負担比率（ストック的・蓄積的負担）と併せて、両者をバランスよく管理することで、持続的な財政安定を図ります。

特に、新中学校建設などの大型事業に伴い、今後、公債費の増加が見込まれる中でも、償還負担の集中を避け、中期的に平準化を図ることが重要です。また、交付税措置のある地方債の活用や、借入時期・償還期間の工夫により、将来の負担を抑制します。

町の将来を支えるために必要な投資と財政健全化の両立を目指し、安定と機動性を兼ね備えた財政運営を進めます。

・目標2 実質公債費比率を12%以下に維持する

3 財政調整基金の安定的確保

災害や景気変動、制度改正など、予期せぬ財政需要に柔軟に対応できるよう、財政調整基金を「財政の安全弁」として安定的に確保します。財政調整基金は、年度間の財源の波をならし、突発的な支出や歳入減少への備えとするものであり、町の財政における回復力（レジリエンス）の源です。

平常時から計画的な積立と適切な取崩しを行い、単なる貯蓄にとどまらない“運用する基金”として位置づけます。基金を活用することで、一時的な財政ショックに左右されず、必要な行政サービスや地域投資を安定的に実施できる体制を整えます。

・目標3 財政調整基金残高を10億円以上に維持する

第5章 持続可能な財政運営

1 基本命題と方向性

本町の財政は、歳入の伸び悩みと経常的経費の増加などにより、令和8年度以降、形式収支が赤字基調で推移する見通しとなっています。こうした状況を放置すれば、財政調整基金の取崩しに依存する一時的な収支均衡が続き、将来的には財政運営の弾力性が失われるおそれがあります。

これまで本町では、公共施設整備や福祉施策の充実など、地域の暮らしを支えるために必要な施策を着実に進めてきました。しかしながら、人口減少や物価・人件費の上昇など、外的要因による経費の増大は避け難く、現行の財政構造のままでは中長期的な持続性に課題が生じつつあります。今後は、こうした状況を的確に捉え、財政の安定性を回復するための段階的な取組を進めることが求められます。

本計画では、第一に、歳入の確保と歳出の抑制を両輪とした「財源調整」を実施し、形式収支の改善を図ります。財源調整は、各課の業務に直結する現場レベルでの見直しを伴うことから、決して容易な取組ではありません。しかし、将来にわたり町民生活を支えるためには、現状を直視し、今できる範囲から一歩ずつ改善を進めることが不可欠です。

財源調整の方向性としては、次の3点を基本とします。

これらの取組を通じて、令和8年度以降の収支赤字を改善し、安定的で持続可能な財政運営を確保します。

- ① 歳入面では、税収の確保と徴収率の維持向上、国・県支出金の確実な確保に努めます。
- ② 歳出面では、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などの経常的経費を対象に、可能な範囲での効率化・削減を行います。
- ③ 基金の活用では、減債基金を中心に、償還負担の平準化を図るなど、将来を見据えた計画的かつ一時的な活用にとどめ、財政調整基金に依存しない健全な財政運営を堅持します。

2 財源調整による収支赤字の改善

表 1 1 財源調整による収支赤字の改善

(単位:千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計	備考
形式収支	△201,335	△ 290,208	△ 252,764	△ 273,589	△ 231,464	△ 1,249,360	

1. 町税	2,610	2,629	2,650	2,670	2,690	13,249	税目ごとに0.3~0.5上昇修正
2. 物件費	87,157	89,260	91,106	93,127	95,207	455,857	中学校 PFI 等を除き5%削減
3. 維持補修費	4,731	4,571	4,411	4,252	4,092	22,057	中学校 PFI 等を除き5%削減
5. 補助費等	106,029	106,069	106,168	106,454	106,577	531,297	一律5%削減(企業会計への補助含む)
9. 繰出金	20,119	20,313	20,511	20,708	20,904	102,555	一律2.0%削減
減債基金	0	67,366	27,918	46,378	1,994	143,656	
計	220,646	290,208	252,764	273,589	231,464	1,268,671	

差引収支	19,311	0	0	0	0	19,311	
------	--------	---	---	---	---	--------	--

財政推計の結果、形式収支は令和8年度以降、2億円規模の赤字が続く見通しとなりました。このため、本町では、財政運営の安定性を確保するために、歳入の確保と歳出の効率化を組み合わせた財源調整を実施することとします。

財源調整は、単年度の均衡を確保するための一時的な措置ではなく、財政構造の健全化に向けた取組です。歳入の増加余地を的確に捉えつつ、経常的経費の適正化を進めることで、赤字幅を縮小し、将来にわたって安定的な財政運営を維持できる基盤を整えます。

本計画における財源調整は、次の6項目を中心に実施します。いずれも現場での工夫や調達方法の見直しなど、各課の取組を積み重ねることで実現を目指すものです。

(1) 町税（歳入確保）

町税収入については、税目ごとの賦課の強化と徴収率向上を図ることを踏まえ、推計値から0.3～0.5ポイントの上方修正を行い、歳入増効果は年間約260万円規模を見込みます。

(2) 物件費（歳出抑制）

中学校 PFI 関連経費等を除き、一律5パーセントの削減を行います。光熱水費、委託料、印刷製本費などの契約・発注方法の見直しや公共施設マネジメント、省エネ化の推進を通じて経費を圧縮します。

これにより、年間約8,700万円～9,500万円規模の削減効果を見込みます。

(3) 維持補修費

中学校 PFI 関連経費等を除き、一律5パーセントの削減を行います。公共施設の延べ床面積縮減や計画的保全による修繕費の平準化を図り、年間約400万円規模の経費抑制を見込みます。

(4) 補助費等

企業会計への繰出金を含む補助費等については、全体で一律5パーセントの削減を基本とします。ただし、事業の性質や財政構造への影響を踏まえ、必要に応じて個別調整を行います。

これらの対応により、全体で年間約1億円規模の経費削減効果を見込んでいます。

(5) 繰出金

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各会計への繰出金について、一律2.0パーセントの削減を実施します。各特別会計の経営改善や事業効率化を促しつつ、町一般会計との財政負担の適正化を図ります。

この結果、年間約2,000万円規模の削減効果を見込みます。

(6) 減債基金の活用

減債基金を償還負担の平準化を目的として計画的に活用します。

令和9年度に約6,700万円、令和10年度に約2,700万円、令和11年度に約4,600万円を取り崩すことで、元金償還の集中を回避し、財政運営の安定化を図ります。

なお、財政調整基金については依存を避け、原則として取崩しを行いません。

3 財源確保をより効果的・効率的に進めるための取組

本町の財政健全化に向けた取組は、歳入の確保と歳出の抑制を両輪とする「財源調整」を基本とします。しかしながら、人口減少や物価上昇、エネルギー価格の変動など、外的要因による影響は年々大きくなっており、現行の財源構造のままでは中長期的な持続性に課題が生じます。

このような環境変化に対応し、将来にわたり安定的かつ持続可能な財政運営を確保するためには、従来型の削減や節約にとどまらず、歳入・歳出・資産の三面から総合的に見直す必要があります。そのため、行政運営の効率化や歳入基盤の拡充、基金・資産の有効活用を一体的に進め、財源調整の実効性を高める取組を継続的に推進します。

これらの考え方のもと、本町では、財源確保に関する施策群を「三つの柱」として体系化し、関係部署が連携しながら全庁的に取組を展開します。

(1) 実効性を高めるための三つの柱

ア 歳出構造の転換 — 行政経営の効率化と最適化 —

経常的経費の増加を抑制し、財政構造を柔軟で持続可能な形へ転換します。行政改革、業務の効率化、公共施設の統廃合・運営改善などを通じて、経費構造全体を見直し、限られた財源の中で行政サービスの質を維持します。

イ 歳入基盤の拡充 — 稼ぐ自治体への転換 —

町税、交付金などの既存財源に依存するだけでなく、地域の強みをいかした自立的な収入源を創出します。

企業立地・再生可能エネルギー、ふるさと納税、公有資産の再投資など、地域経済の好循環を生み出す施策を戦略的に展開します。

ウ 基金・資産の循環活用（その他の財源確保）

基金や町有資産を単なる備蓄的な財源としてではなく、将来の負担を平準化し、必要な投資を安定的に支える「循環資産」として位置づけます。

減債基金の計画的活用や旧中学校跡地等の利活用を通じて、財源を町内で再循環させ、次世代に持続可能な財政環境を引き継ぎます。

(2) 三つの柱の取組と総合計画

三つの柱は、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画に掲げる主要施策と密接に連動しています。総合計画の推進は、健全な財政運営によって支えられるものであり、また、財政の健全化は、総合計画に位置づけられた施策を着実に実行することによって実現されます。

例えば、

- ・ 公共施設の延べ床面積削減（施策 34）は歳出構造の転換を支え、
- ・ 企業立地の推進（施策 25）は歳入基盤の拡充に寄与し、
- ・ 債券運用（施策 35）や旧中学校跡地の利活用（施策 34）は基金・資産の循環活用につながる。このように、総合計画の各施策は、財政計画に「支えられる側」であると同時に、「財政運営を支える側」でもあります。政策と財政が相互に補完し合うことにより、行政運営全体の持続可能性を高めつつ、各分野の施策が三つの柱と結

びつきながら財政構造の改善を後押しします。

次表は、三つの柱に関連する取組を総合計画の中から抽出し、整理したものです。

表 1 2 美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧

NO	総合計画・総合戦略関連施策	掲載内容の関連要旨
1	施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進	1 公共施設の省エネ化、高効率化、維持管理経費の削減
2	施策9 教育を振興するための基盤整備	2 小学校のあり方について検討、これを踏まえた長寿命化
3	施策9 教育を振興するための基盤整備	3 新中学校運営経費の圧縮(光熱費・管理費の削減)
4	施策9 教育を振興するための基盤整備	4 学校給食調理体制の効率化
5	施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進	5 認定こども園への移行と民間移行
6	施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立	6 医療サービスの検証、見直し
7	施策18 高齢者が安心して暮らすための対策	7 高齢者施設のあり方の検討
8	施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開	8 再生可能エネルギー導入(営農型太陽光など)
9	施策25 商工業を振興するための対策	9 企業立地の推進
10	施策25 商工業を振興するための対策	10 起業活動の促進
11	施策31 水道水を安定して供給するための対策	11 漏水修理、維持管理費の抑制
12	施策32 下水道を普及推進するための対策	12 ダウンサイジング、統合、長寿命化
13	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	13 定員の適正化、多様な人材の効果的活用
14	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	14 アウトソーシング、指定管理者の導入推進
15	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	15 ネーミングライツ制度の導入
16	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	16 使用料・手数料の見直し
17	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	17 事務事業の見直し
18	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	18 公共施設の延べ床面積の2割削減
19	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	19 個別施設計画の徹底管理、物件費圧縮
20	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	20 町有財産の売却・貸付・再開発による収入確保
21	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	21 旧中学校跡地利活用に係る民間活力の検討
22	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	22 高齢者福祉施設等のあり方の検討
23	施策35 財政を健全化するための対策	23 債券運用による収入確保
24	施策35 財政を健全化するための対策	24 ふるさと納税の拡充
25	施策35 財政を健全化するための対策	25 町税賦課強化、収納率向上
26	施策35 財政を健全化するための対策	26 公営企業及び特別会計との繰出ルール明確化
27	施策35 財政を健全化するための対策	27 財政調整基金・減債基金管理、事業平準化調整
28	—	28 総合計画・総合戦略進行管理

(3) 推進体制

三つの柱は、財源調整の効果を持続的に発揮させるための原型的な方向性です。ここでは、それぞれの柱を実行に移すための組織体制と役割分担を明確にします。

三つの柱は、相互に関連しながら町全体の財政構造を支えるものであり、全庁一体となって取り組む体制が不可欠です。こうした観点から、特別な新組織を設けるのではなく、既存の推進本部等を活用し、庁内横断的な連携体制を強化します。

中でも、行政改革推進本部（主管課：総務課）と公共施設等総合管理計画推進本部（主管課：防災管財課）は、行政経営に関わる横断的な推進組織であり、三つの柱の実現において中心的な役割を担える推進組織です。

とりわけ、行政改革推進本部と公共施設等総合管理計画推進本部は、行政経営に関わる横断的な中核組織であることから、三つの柱の実現においても中心的な役割を担うことが期待されます。

行政改革推進本部は、業務改革やDX推進を通じて行政運営の効率化を図るとともに、使用料・手数料の見直しやネーミングライツ導入など、歳入・歳出両面から財政構造の改善を進めます。一方、公共施設等総合管理計画推進本部は、施設再編や長寿命化、省エネ化などにより維持管理コストの抑制と資産の循環的活用を推進します。既存の推進本部の実績とネットワークをいかすことで、限られた体制でも効率的・効果的に取組を進めることができます。

また、企画財政課が総合計画及び財政計画を所管し、両推進本部の活動を補完・調整することで、財源調整を総合的に推進します。こうして、行政改革・公共施設マネジメント・財政運営の三分野が連携する庁内横断的な実行体制を確立します。

総合計画に掲げる施策のうち、財政健全化と関連する施策を三つの柱の視点で整理したものが別表4であり、政策的取組と財政構造改善の関係を明確にします。さらに、実施主体ごとの役割を整理した別表5では、行政改革推進本部、公共施設等総合管理計画推進本部、企画財政課等を軸に取組領域を明確化しています。これにより、庁内の役割分担と進行管理を共有し、連携強化と取組の実効性を高めます。

今後は、これらの整理を踏まえ、各体制が連携して三つの柱を着実に推進し、財政健全化と政策実現の両立を図ります。

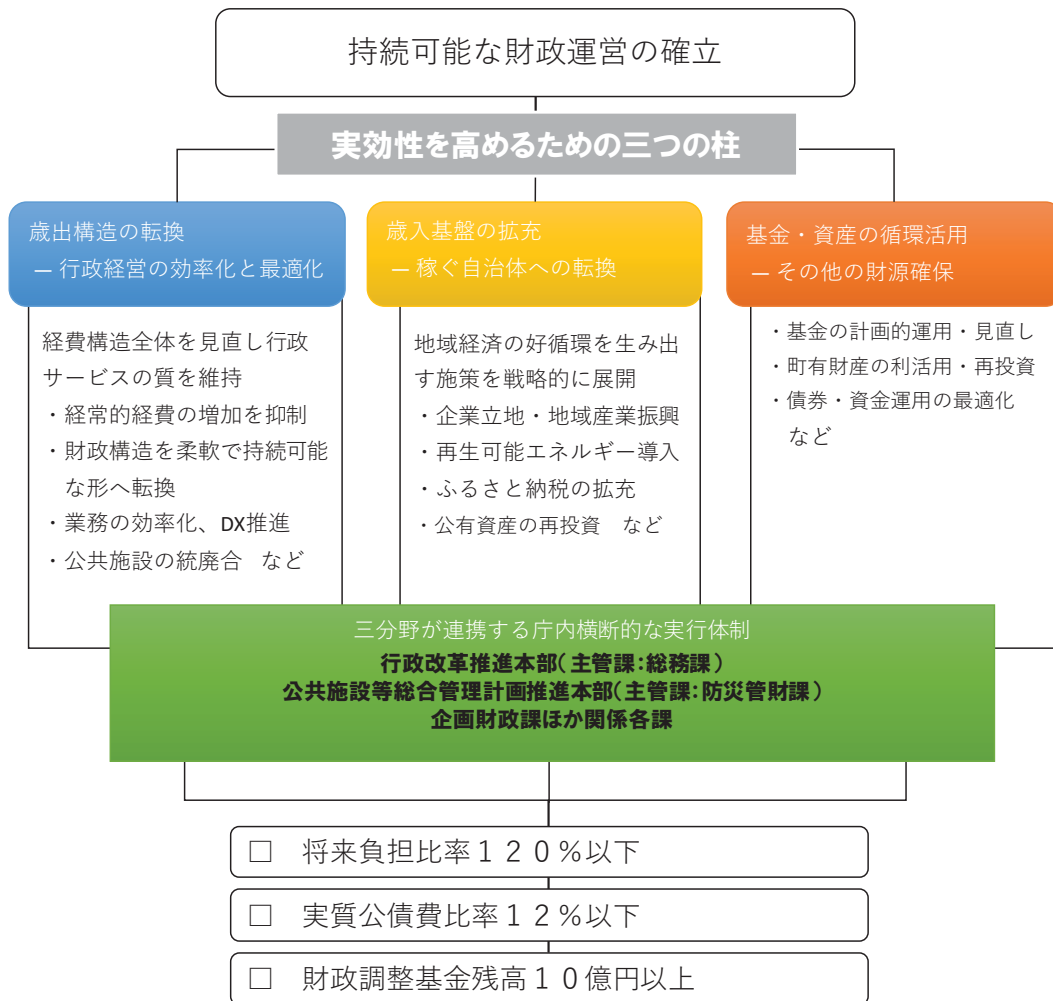


図 1 持続可能な財政運営の確立

(4) 連携と進行管理

三つの柱の各主管課は、相互に情報を共有し、進捗や効果を定期的に検証します。行政改革推進本部及び公共施設等総合管理計画推進本部の検討結果は、企画財政課に集約し、財源調整や次期計画の見直しに反映させます。また、財政計画の推進状況は、毎年度の決算時点で点検を行い、必要に応じて方針の修正を行います。

4 結び — 持続可能な財政運営に向けて —

財政の健全化は、単に収支の均衡を保つための手段ではなく、町の将来を支える持続可能な地域経営の基盤を築くことです。財政が安定してこそ、教育や福祉、産業振興、防災などの施策が継続的に展開でき、町民の暮らしが守られます。一方で、財政の硬直化は行政運営の自由度を奪い、将来世代に負担を残すこととなります。いま求められているのは、柔軟でしなやかな財政構造への転換です。

三つの柱——「歳出構造の転換」「歳入基盤の拡充」「基金・資産の循環活用」は、その実現に向けた道筋です。歳出の抑制や行政の効率化、地域の稼ぐ力の強化、資産の循環的

活用を通じて、安定的かつ持続的な財政運営を確立します。これらの取組は、単なる経費削減や収入増ではなく、町の未来を築く「経営戦略」として進めていくものです。

そして、限られた財源の中でも、創意と工夫を凝らし、地域の知恵と力を結集しながら、町民一人ひとりの「想い」を「カタチ」に変えていくことが、これからの美里町の「チカラ」となります。ここでこそ、行政としての責任を自覚し、職員一人ひとりが誠実に、その力を発揮していくことが求められています。

「新しい大好きを」「心、わきたつ美の里へ」

この言葉に込められた思いを胸に、町民と行政が一体となって次の時代を切り拓き、未来の世代に誇れる、健全でしなやかな財政を築いていきます。

資料

別表 1 歳入歳出の推移

歳入 (単位:千円)

区分	平成27年度 2015年度 決算	平成28年度 2016年度 決算	平成29年度 2017年度 決算	平成30年度 2018年度 決算	令和元年度 2019年度 決算	令和2年度 2020年度 決算	令和3年度 2021年度 決算	令和4年度 2022年度 決算	令和5年度 2023年度 決算	令和6年度 2024年度 決算
1. 町税	2,487,599	2,553,728	2,602,835	2,605,228	2,602,549	2,569,953	2,575,822	2,653,374	2,677,086	2,596,555
2. 譲与税・交付金	655,104	594,444	634,743	651,386	673,270	723,130	800,633	808,243	815,642	961,291
3. 地方交付税	4,021,429	3,959,319	3,773,134	4,036,234	4,136,408	4,254,205	4,490,359	4,034,821	4,089,131	4,258,912
4. 分担金・負担金	16,473	15,565	19,242	13,880	12,794	9,578	12,641	14,678	14,232	10,376
5. 使用料・手数料	178,597	169,936	175,036	189,027	161,801	139,804	135,065	122,135	120,928	116,812
6. 国庫支出金	853,060	729,260	721,583	844,016	1,165,895	4,148,988	1,952,269	1,882,318	1,586,588	2,839,270
7. 県支出金	682,271	736,020	634,790	610,062	792,830	769,594	922,776	726,575	657,645	727,535
8. 財産収入	75,673	61,548	36,355	25,263	30,218	14,727	22,270	16,090	83,852	18,441
9. 寄附金	566	10,996	1,763	7,110	36,000	11,820	38,185	28,716	40,596	25,813
10. 繰入金	519,598	390,413	454,678	589,251	235,462	196,419	262,971	318,124	235,187	772,831
11. 諸収入	200,311	264,330	290,515	292,868	324,536	669,205	309,185	288,871	273,116	269,020
12. 繰越金	123,364	191,608	124,130	85,691	73,190	137,760	127,673	184,636	197,743	157,318
13. 町債	795,700	491,999	613,296	1,064,786	1,119,154	1,054,394	745,868	777,543	646,708	3,035,191
歳入総額	10,609,745	10,169,166	10,082,100	11,014,802	11,364,107	14,699,577	12,395,717	11,856,124	11,438,454	15,789,365

歳出 (単位:千円)

区分	平成27年度 2015年度 決算	平成28年度 2016年度 決算	平成29年度 2017年度 決算	平成30年度 2018年度 決算	令和元年度 2019年度 決算	令和2年度 2020年度 決算	令和3年度 2021年度 決算	令和4年度 2022年度 決算	令和5年度 2023年度 決算	令和6年度 2024年度 決算
1. 人件費	1,896,688	1,829,521	1,858,838	1,775,939	1,687,845	2,170,642	2,164,821	2,121,047	2,150,794	2,289,123
2. 物件費	1,557,089	1,582,126	1,625,206	1,628,683	1,721,686	1,874,789	1,789,907	1,781,074	1,686,027	1,662,695
3. 維持補修費	172,142	151,270	152,452	144,569	131,603	139,554	154,554	133,258	136,078	132,690
4. 扶助費	1,156,883	1,262,510	1,303,729	1,218,146	1,230,155	1,122,895	1,648,648	1,292,660	1,374,043	1,649,735
5. 補助費等	1,862,570	2,145,406	2,045,493	2,703,315	2,117,390	5,121,639	2,766,020	2,540,339	2,426,198	2,352,637
6. 公債費	1,386,896	1,399,782	1,392,030	1,323,702	1,279,963	1,184,023	1,090,461	1,148,258	1,118,858	1,109,682
7. 積立金	340,223	61,435	45,605	156,948	355,367	61,333	541,774	229,081	236,367	119,244
8. 投資・出資・貸付金	67,500	61,906	59,993	65,099	79,442	270,966	57,135	120,746	132,809	148,799
9. 繰出金	1,179,691	937,855	914,155	899,927	923,914	934,704	924,247	926,899	952,585	1,005,585
10. 投資の経費	688,455	523,225	542,908	925,284	1,598,982	1,586,359	903,514	1,186,019	931,377	4,902,731
歳出総額	10,308,137	9,955,036	9,940,409	10,841,612	11,126,347	14,466,904	12,041,081	11,479,381	11,145,136	15,372,921

収支 (単位:千円)

区分	平成27年度 2015年度 決算	平成28年度 2016年度 決算	平成29年度 2017年度 決算	平成30年度 2018年度 決算	令和元年度 2019年度 決算	令和2年度 2020年度 決算	令和3年度 2021年度 決算	令和4年度 2022年度 決算	令和5年度 2023年度 決算	令和6年度 2024年度 決算
歳入総額	10,609,745	10,169,166	10,082,100	11,014,802	11,364,107	14,699,577	12,395,717	11,856,124	11,438,454	15,789,365
歳入総額	10,308,137	9,955,036	9,940,409	10,841,612	11,126,347	14,466,904	12,041,081	11,479,381	11,145,136	15,372,921
形式収支	301,608	214,130	141,691	173,190	237,760	232,673	354,636	376,743	293,318	416,444
翌年度に繰り越すべき財源	90,708	48,655	55,516	34,714	66,169	35,560	31,606	27,752	29,434	54,511
実質収支	210,900	165,475	86,175	138,476	171,591	197,113	323,030	348,991	263,884	361,933

【参考資料】 (単位:千円)

財政力指数	0.415	0.421	0.423	0.424	0.427	0.427	0.416	0.413	0.412	0.415
標準財政規模	7,175,476	7,069,028	6,949,036	6,968,217	6,903,034	7,089,885	7,365,698	7,088,160	7,191,380	7,302,783
将来負担比率	60.6%	64.8%	47.4%	40.1%	37.7%	26.5%	14.1%	19.8%	25.9%	46.1%
実質公債費比率	11.2%	10.0%	9.5%	8.9%	8.3%	7.5%	6.7%	7.1%	7.4%	7.9%
経常収支比率	90.8%	89.5%	91.8%	91.5%	92.9%	89.6%	84.6%	89.9%	91.5%	89.9%
地方債残高	12,661,841	11,878,818	11,195,939	11,014,154	10,918,743	10,842,923	10,530,517	10,194,685	9,760,394	11,722,257
基金残高	3,525,861	3,320,093	3,023,473	2,858,925	3,084,579	3,055,670	3,458,864	3,547,124	3,791,867	3,282,007
財政調整基金残高	1,317,375	1,256,477	1,206,555	1,109,840	1,482,541	1,574,691	1,659,579	1,633,301	1,774,957	1,553,839
減債基金残高	272,417	285,880	248,820	248,185	230,858	221,095	236,969	276,380	326,103	366,716
特目基金残高	1,936,069	1,777,736	1,568,098	1,500,900	1,371,180	1,259,884	1,562,316	1,637,443	1,690,807	1,361,452

別表 2 近隣市町・類似団体との比較（令和5年度地方財政状況調査）

区分	団体名	市町村 類型	人口 (令和2 国調 人口)	標準 財政 規模 (千円)	地方債 現在高 (千円)	財政 調整 基金 (千円)	減債 基金 (千円)	特定 目的 基金 (千円)	基金 現在高 (千円)	財政力 指数	經常 収支 比率 (%)	実質 公債費 比率 (%)	将来 負担 比率 (%)	住民一人 当たりの 地方債残 高 (千円)	住民一人 当たり の基金 残高 (千円)
	美里町	V-2	23,994	7,191,380	9,760,394	1,774,957	326,103	1,690,807	3,791,867	0.41	91.5	7.4	25.9	407	158
近隣市町	大崎市	III-2	127,330	37,367,350	76,478,718	5,112,261	619,619	8,522,523	14,254,403	0.48	96.8	7.3	65.9	601	112
近隣市町	色麻町	II-1	6,698	3,168,694	3,202,532	887,000	128,326	161,105	1,176,431	0.27	84.9	10.3	72.6	478	176
近隣市町	加美町	V-1	21,943	8,957,629	11,516,070	2,074,400	454,126	3,180,092	5,708,618	0.34	89.1	7.4	18.7	525	260
近隣市町	涌谷町	IV-1	15,388	4,991,030	6,290,456	1,520,509	668,575	884,409	3,073,493	0.37	86.6	5.8	—	409	200
類似団体	柴田町	V-2	38,271	8,474,523	15,944,922	1,603,846	398,147	2,502,112	4,504,105	0.59	93.8	5.6	55.3	417	118
類似団体	亘理町	V-2	33,087	7,896,855	8,145,842	3,376,966	2,201	4,604,453	7,983,620	0.57	96.7	5.0	—	246	241
類似団体	利府町	V-2	35,182	7,693,377	13,728,000	1,324,478	280,890	1,755,975	3,361,343	0.78	93.0	6.9	40.5	390	96

別表 3 財政推計

歳入 (単位:千円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
	当初予算	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1. 町税	2,724,908	2,782,137	2,798,349	2,814,809	2,831,518	2,741,887	2,757,311	2,772,958	2,788,828	2,804,923	2,821,243
2. 譲与税・交付金	897,009	919,689	937,475	968,631	984,110	1,016,670	1,033,300	1,067,257	1,083,410	1,116,726	1,133,239
3. 地方交付税	4,383,496	4,385,255	4,392,551	4,433,486	4,472,659	4,485,539	4,501,328	4,522,928	4,540,935	4,537,632	4,573,691
4. 分担金・負担金	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345	15,345
5. 使用料・手数料	113,376	119,102	118,906	118,783	118,589	118,472	118,262	118,168	117,953	117,843	117,662
6. 国庫支出金	1,855,754	1,407,592	1,427,818	1,460,843	1,502,255	1,491,595	1,566,456	1,581,469	1,646,673	1,679,094	1,737,587
7. 県支出金	771,234	735,360	710,739	687,809	696,636	710,184	690,447	705,205	685,610	701,315	681,281
8. 財産収入	45,350	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
9. 寄附金	30,050	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000
10. 繰入金	638,135	80,350	90,150	81,468	80,607	80,523	79,149	78,360	77,583	76,818	76,063
11. 諸収入	289,925	331,991	338,732	342,189	345,738	349,348	353,001	356,685	360,392	364,120	367,865
12. 繰越金	50,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13. 町債	578,600	483,700	560,678	409,096	437,387	440,300	380,700	253,227	535,099	206,400	540,200
歳入総額	12,393,182	11,320,522	11,455,744	11,402,460	11,559,845	11,529,864	11,580,300	11,561,603	11,946,829	11,720,217	12,169,177

歳出 (単位:千円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
	当初予算	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1. 人件費	2,474,566	2,519,298	2,550,483	2,582,410	2,615,105	2,648,587	2,682,881	2,718,010	2,753,998	2,790,867	2,828,648
2. 物件費	2,599,176	1,795,392	1,837,214	1,873,923	1,914,117	1,955,481	1,965,778	2,008,702	2,045,373	2,084,535	2,123,219
3. 維持補修費	168,990	124,399	121,200	118,007	114,818	111,632	108,448	105,264	108,328	107,533	104,757
4. 扶助費	1,432,038	1,577,984	1,608,282	1,645,648	1,685,066	1,719,540	1,758,817	1,795,400	1,834,642	1,872,381	1,910,164
5. 補助費等	2,316,185	2,374,245	2,377,010	2,393,693	2,441,165	2,437,878	2,486,452	2,496,896	2,489,102	2,492,257	2,501,086
6. 公債費	1,166,969	1,110,908	1,052,405	1,068,628	1,027,293	963,070	927,330	905,856	854,839	779,062	739,808
7. 積立金	40,152	50,152	55,152	60,152	65,152	70,152	75,152	80,152	85,152	90,152	95,152
8. 投資・出資・貸付金	106,262	102,897	110,724	116,853	124,181	56,211	56,241	56,271	55,715	55,734	54,792
9. 繰出金	1,050,527	1,069,049	1,079,037	1,089,233	1,099,426	1,109,514	1,116,134	1,122,168	1,127,921	1,133,972	1,139,989
10. 投資的経費	1,028,317	797,533	954,445	706,677	747,111	689,263	655,941	493,661	784,232	441,844	785,880
歳出総額	12,383,182	11,521,857	11,745,952	11,655,224	11,833,434	11,761,328	11,833,174	11,782,380	12,139,302	11,848,337	12,283,495

収支 (単位:千円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
	当初予算	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
歳入総額	12,393,182	11,320,522	11,455,744	11,402,460	11,559,845	11,529,864	11,580,300	11,561,603	11,946,829	11,720,217	12,169,177
歳出総額	12,383,182	11,521,857	11,745,952	11,655,224	11,833,434	11,761,328	11,833,174	11,782,380	12,139,302	11,848,337	12,283,495
形式収支	10,000	△ 201,335	△ 290,208	△ 252,764	△ 273,589	△ 231,464	△ 252,874	△ 220,777	△ 192,473	△ 128,120	△ 114,318
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	10,000	△ 201,335	△ 290,208	△ 252,764	△ 273,589	△ 231,464	△ 252,874	△ 220,777	△ 192,473	△ 128,120	△ 114,318

注)この推計は、令和7年9月に実施したものです。

別表 4 美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧（三つの柱別一覧）

三つの柱	総合計画・総合戦略関連施策	掲載内容の要旨
歳出構造の転換	施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進	1 公共施設の省エネ化、高効率化、維持管理経費の削減
	施策9 教育を振興するための基盤整備	4 学校給食調理体制の効率化
	施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進	5 認定こども園への移行と民間移行
	施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立	6 医療サービスの検証、見直し
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	14 アウトソーシング、指定管理者の導入推進
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	17 事務事業の見直し
	施策9 教育を振興するための基盤整備	2 小学校のあり方について検討、これを踏まえた長寿命化
	施策18 高齢者が安心して暮らすための対策	7 高齢者施設のあり方の検討
	施策31 水道水を安定して供給するための対策	11 漏水修理、維持管理費の抑制
	施策32 下水道を普及推進するための対策	12 ダウンサイジング、統合、長寿命化
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	18 公共施設の延べ床面積の2割削減
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	19 個別施設計画の徹底管理、物件費圧縮
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	22 高齢者福祉施設等のあり方の検討
歳入基盤の拡充	施策9 教育を振興するための基盤整備	3 新中学校運営経費の圧縮(光熱費・管理費の削減)
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	15 ネーミングライツ制度の導入
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	16 使用料・手数料の見直し
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	20 町有財産の売却・貸付・再開発による収入確保
	施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開	8 再生可能エネルギー導入(営農型太陽光など)
	施策25 商工業を振興するための対策	9 企業立地の推進
	施策25 商工業を振興するための対策	10 起業活動の促進
	施策35 財政を健全化するための対策	23 債券運用による収入確保
	施策35 財政を健全化するための対策	24 ふるさと納税の拡充
基金・資産の循環活用等	施策35 財政を健全化するための対策	25 町税賦課強化、収納率向上
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	13 定員の適正化、多様な人材の効果的活用
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	21 旧中学校跡地利活用に係る民間活力の検討
	施策35 財政を健全化するための対策	26 公営企業及び特別会計との繰出ルール明確化
	施策35 財政を健全化するための対策	27 財政調整基金・減債基金管理、事業平準化調整
	—	28 総合計画・総合戦略進行管理

別表 5 美里町総合計画・美里町総合戦略の関連施策一覧（実施体制別一覧）

推進体制	総合計画・総合戦略関連施策	掲載内容の関連要旨
行政改革推進本部	施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進	1 公共施設の省エネ化、高効率化、維持管理経費の削減
	施策9 教育を振興するための基盤整備	4 学校給食調理体制の効率化
	施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進	5 認定こども園への移行と民間移行
	施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立	6 医療サービスの検証、見直し
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	14 アウトソーシング、指定管理者の導入推進
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	17 事務事業の見直し
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	15 ネーミングライツ制度の導入
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	16 使用料・手数料の見直し
	施策33 行政運営の効率化とDXの推進	13 定員の適正化、多様な人材の効果的活用
公共施設等 総合管理計画推進本部	施策9 教育を振興するための基盤整備	2 小学校のあり方について検討、これを踏まえた長寿命化
	施策18 高齢者が安心して暮らすための対策	7 高齢者施設のあり方の検討
	施策31 水道水を安定して供給するための対策	11 漏水修理、維持管理費の抑制
	施策32 下水道を普及推進するための対策	12 ダウンサイジング、統合、長寿命化
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	18 公共施設の延べ床面積の2割削減
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	19 個別施設計画の徹底管理、物件費圧縮
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	22 高齢者福祉施設等のあり方の検討
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	20 町有財産の売却・貸付・再開発による収入確保
企画財政課等	施策9 教育を振興するための基盤整備	3 新中学校運営経費の圧縮(光熱費・管理費の削減)
	施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開	8 再生可能エネルギー導入(営農型太陽光など)
	施策25 商工業を振興するための対策	9 企業立地の推進
	施策25 商工業を振興するための対策	10 起業活動の促進
	施策35 財政を健全化するための対策	23 債券運用による収入確保
	施策35 財政を健全化するための対策	24 ふるさと納税の拡充
	施策35 財政を健全化するための対策	25 町税賦課強化、収納率向上
	施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	21 旧中学校跡地利活用に係る民間活力の検討
	施策35 財政を健全化するための対策	26 公営企業及び特別会計との繰出ルール明確化
	施策35 財政を健全化するための対策	27 財政調整基金・減債基金管理、事業平準化調整
	—	28 総合計画・総合戦略進行管理

参考 財政用語解説

用語	説明
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を差し引いたものである。
実質収支	形式収支から、年度内に完了しなかった工事等に係る翌年度への繰越財源を控除したものである。
地方交付税	<p>地方公共団体の税源の不均衡を調整し、地方税収入の少ない団体にも必要な財源を保障することによって、全国どの地域においても一定水準の行政サービスを提供できるようにする制度である。国税4税(所得税、法人税、酒税及び消費税)の一定割合を国が地方公共団体に対して交付するものであり、「地方交付税」と総称される。</p> <p>地方交付税は、普通交付税と特別交付税に区分され、その比率は94対6とされている。普通交付税は、各団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その超過分を財源不足額として交付されるものである。一方、特別交付税は、普通交付税の算定に反映できなかった特別な財政需要を補うもので、災害、過疎、離島などの特別な事情を考慮して交付されるものである。</p>
基準財政収入額	<p>基準財政収入額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入(税交付金を含む。)を一定の方法により算定した額の合計をいう。</p> <p>具体的には、次の①から⑥までの合計額を指す。</p> <p>① 基準税額(標準税率の100分の75)をもって算定した法定普通税の収入見込額</p> <p>② 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金(従来分)、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び地方特例交付金の収入見込額の100分の75に相当する額</p> <p>③ 地方消費税交付金に係る税率引上げ分の収入見込額</p> <p>④ 地方譲与税の収入見込額</p> <p>⑤ 基準税率(100分の75)をもって算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額</p> <p>⑥ 交通安全対策特別交付金の収入見込額</p> <p>これらを合算した額を基準財政収入額とする。</p>
基準財政需要額	<p>基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を運営し、又は施設を維持するために必要とされる財政需要を、一定の方法により合理的に算定した額をいう。</p> <p>これは、地方公共団体が実際に支出した額や、支出を予定している額を示すものではない。</p>
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の利息をいう。

合併特例債	<p>合併市町村がまちづくりの推進を目的として、市町村建設計画に基づき実施する事業や基金の積立てに要する経費の財源として借り入れることができる地方債をいう。</p> <p>当初は合併年度及びこれに続く10年間に限られていたが、東日本大震災の発生に伴い、被災市町村は10年間、それ以外の市町村は5年間延長された。</p> <p>合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95パーセントであり、さらに、元利償還金の70パーセントが基準財政需要額に理論的に算入される。</p> <p>本町においては、令和7年度をもって新規発行を終了している。</p>
臨時財政対策債	<p>地方財源の不足に対応するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度から地方財政法第5条の特例債として発行されるものである。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、後年度において地方交付税の基準財政需要額に全額算入されることとされている。</p> <p>また、臨時財政対策債は通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱われる。</p>
義務的経費	<p>性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費を指し、一般的には人件費、扶助費及び公債費をいう。</p> <p>職員給与等の人件費は経常的に支出を予定せざるを得ない経費であり、扶助費は生活保護費等をはじめ、法令の規定により支出が義務付けられている経費である。</p> <p>また、公債費は町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額である。</p>
投資的経費	<p>道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの建設等、社会資本の整備に要する経費をいう。その内訳は、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。</p>
経常収支比率	<p>地方公共団体の経常経費に充当された一般財源(人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充てられる一般財源)が、経常的に収入される一般財源(地方税、普通交付税など)に、減収補填債特例分(平成18年度までは減税補填債)及び臨時財政対策債を加えた合計額に対してどの程度の割合となっているかを示す指標であり、財政構造の弾力性を判断するものである。</p> <p>経常経費に充てる一般財源の割合が少ないほど、臨時的な経費に充当できる一般財源が多くなり、臨時の財政需要に対する余裕が大きい。したがって、経常収支比率が低いほど財政の弾力性が高く、逆に高いほど財政が硬直化していることを示す。</p> <p>経常収支比率が100に達すると、財政が完全に硬直化している状態を示し、100を超える場合は恒常的に必要な経費を収入で賄えていない状況である。</p> <p>経常収支比率の健全化の目安は、次のとおりである。</p> <p>健全エリア : 75%未満</p> <p>準警戒エリア : 75%以上80%未満</p> <p>警戒エリア : 80%以上90%未満</p> <p>危険エリア : 90%以上</p> <p>経常収支比率は、次の算式によって求められる。</p>

	$\{(\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}) \div (\text{歳入総額のうち経常的一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債})\} \times 100(\%)$
標準財政規模	<p>地方公共団体が標準的な状態で通常収入すると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものであり、すなわち標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を表す指標である。</p> <p>次の計算式により算定される。</p> $\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額}$ $\text{標準税収入額等} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$
健全化判断比率制度	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)に基づき、地方公共団体の財政の健全性を的確に把握し、必要な改善措置を講ずるために設けられた制度である。</p> <p>この法律により、地方公共団体は、4つの健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を公表することが義務付けられている。</p> <p>これらの比率に基づき、一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画や再生計画の策定など、行財政上の措置を講ずることが求められる。</p>
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	<p>地方債の発行制度が許可制から協議制へ移行した際に、許可団体と協議団体を区分する基準の一つとして新たに設けられた指標である。</p> <p>この比率は、地方税や地方交付税のように用途が特定されていない経常的一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税で措置されるものを除く。)に充当された割合の過去3年間の平均値である。</p> <p>実質公債費比率が18パーセント以上の団体は、地方債発行に際して許可が必要となる。また、早期健全化基準である25パーセント以上の団体は一般単独事業に係る地方債が制限され、財政再生基準である35パーセント以上の団体は、これに加えて一部の公共事業等債についても制限が課される。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額(地方債やリース債務等)の残高が、町の標準的な収入規模(標準財政規模)に対してどの程度の割合となっているかを示す指標である。</p> <p>この比率は、次の算式により算定される。</p> $(\text{将来負担額} - [\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}]) \div (\text{標準財政規模} - [\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に}$

	<p>係る基準財政需要額算入額〕</p> <p>この比率により、負債残高が標準財政規模の何年分に相当するかを把握することができる。</p> <p>数値が高いほど、将来的に公債費等の増加により財政運営が圧迫される可能性が高い。また、早期健全化基準である350パーセント以上の団体は、国の監視のもとで財政再建を進めることが求められる。</p>
人件費	<p>職員等に対して支払われるすべての給与等を指し、議員報酬、各種委員報酬、特別職の給与、職員(会計年度任用職員を含む)の給与のほか、共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費等を含むものである。</p>
物件費	<p>人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外で、地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。</p> <p>地方財政状況調査においては、旅費、交際費、需用費(ただし家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。)、役務費、備品購入費、委託料(反対給付のあるもので補助金的性格でないもの)、報償費(買上金に限る。)、使用料及び賃借料、並びに原材料費がこれに該当し、消費的経費に分類される。</p>
維持補修費	<p>地方公共団体が管理する公共用又は公用施設の効用を維持するために要する経費をいう。</p> <p>通常、地方公共団体が所有する家屋や備品等の修理は、修繕費として歳出予算の需用費に計上される。</p>
扶助費	<p>扶助費とは、生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用や各種サービスをいう。</p> <p>また、町が法令に基づかず、単独施策として実施する福祉サービス等も扶助費に含まれる。</p> <p>なお、歳出予算における節の区分「19 扶助費」から支出される経費を指す。</p>
補助費等	<p>町が行政上の目的に基づき、他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して交付する現金給付に係る経費である。</p> <p>主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助及び交付金、補償・補填及び賠償金などが該当する。</p>
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	<p>地方債の発行額及び財政調整基金の繰入金を除いた税込などの歳入と、公債費の償還額及び財政調整基金の積立金を除いた歳出との関係を示す、財政の基礎的な収支である。</p> <p>この収支が均衡又は黒字であれば、財政は健全な状態にあると判断される。</p> <p>また、元金ベースのプライマリーバランスとは、公債費の償還額から利子償還額を除いた元金部分に着目し、財政の基礎的な収支状況を把握するための指標である。</p> <p>次の算式により算定される。</p> <p>(歳入 - 地方債の発行額 - 財政調整基金の繰入金) - (歳出 - 公債費の元金償還額 - 財政調整基金の積立金)</p>

公共施設等総合管理 計画	学校、公営住宅などの公共建築物や、道路、上下水道などのインフラ施設について、現況や将来の見通しを踏まえ、施設の統合、更新、長寿命化等に関する基本的な考え方や、総量管理に関する数値目標などを定め、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本方針を示した計画である。
-----------------	---

